

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての  
事業者の見解

## 第17章 第15章及び第16章の意見についての事業者の見解

### 17-1 環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第15章に示した通り、準備書についての環境の保全の見地から意見を有する者の意見はなかった。

### 17-2 知事の意見と事業者の見解

第16章に示した準備書についての埼玉県知事の意見と事業者の見解は、表17-2-1に示すとおりである。

表17-2-1(1) 準備書についての埼玉県知事の意見と事業者の見解

No.	知事の意見	事業者の見解
1	<p><b>大気質、騒音、振動</b></p> <p>新たな幹線道路の整備は行われな一方、産業ゾーンへの企業の進出や吉川美南駅東口地区の市街地の整備により交通量の増加が見込まれ、渋滞の発生が懸念されるので、車両誘導等の対策を講じること。</p> <p>特に主要地方道越谷流山線及び中曽根こ線橋での交通流や交通量の変化に留意すること。</p>	<p>事業による将来交通量の推計では、長時間に渡って混雑が続く可能性は非常に低いと推定しておりますが、供用後に渋滞が問題となった場合は、適切な対策を検討します。</p> <p>また、主要地方道越谷流山線及び中曽根こ線橋での交通流や交通量の変化についても留意していきます。</p>
2	<p><b>大気質</b></p> <p>施設の稼働に伴う大気質の短期平均濃度の予測においては、年間の地域の風況を考慮して気象条件を設定するとともに、高濃度が生じると推定される気象条件にも考慮し、分かりやすい記載とすること。</p>	<p>短期平均濃度については、当該地域の風向・風速と相関が高く、年間の測定データがある東越谷測定局の最多風向（西北西）を用い、予測を修正します。また、高濃度が生じる気象条件について、記載を補足します。</p>
3	<p><b>低周波音</b></p> <p>施設の稼働に伴う低周波音の影響について、整合を図るべき基準として「低周波音問題対応の手引書」における参照値を用いているが、参照値は環境アセスメントの環境保全目標値ではないので、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された科学的知見に基づいて評価すること。</p>	<p>低周波音については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」を踏まえ、ISO1796によるG特性音圧レベルによる評価(約100dBを超えると超低周波音を感じる)を用いて予測評価を行うこととします。</p>
4	<p><b>土壌</b></p> <p>本事業は農地を市街地に改変しようとするものである一方で、周辺には農地が残されていることから、造成工事等による事業実施区域外への土壌の流出をできる限り抑制し、切り回しをする用水路等への影響を低減すること。</p>	<p>造成工事においては、造成箇所を速やかに転圧するほか、必要に応じて仮土留や仮柵等を設置し、土砂流出を防止します。また、降雨時の流出水は沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させ、上澄み水を上第二大場川へ放流することとし、切り回し用水路等への流出を抑制します。</p>
5	<p><b>地盤</b></p> <p>圧密沈下が収束するのに要する期間が最大100か月と予測されていることから、盛土の圧密沈下の促進を行う場合は、事業実施区域の地質を精査し、適切な工法を採用すること。</p> <p>また、採用した工法による圧密沈下の沈下量及び沈下の範囲を予測し、それらを踏まえて工事計画を策定すること。</p>	<p>今後、さらに詳細な地質調査を実施し、沈下解析を行った上で、本地区の造成に適した工法を採用します。また、軟弱地盤箇所については、ドレーン工法など、短期間で圧密促進を図ることができる工法を検討し、現在計画している工事工程に見合う工法を選定します。</p>

表 17-2-1 (2) 準備書についての埼玉県知事の意見と事業者の見解

No.	知事の意見	事業者の見解
6	<p><b>植物及び生態系</b></p> <p>希少植物の移植先については、ヨシなどの優占による移植対象種の衰退が懸念されることから、継続的に植生管理を行うこと。</p> <p>特にキタミソウの移植先については、キタミソウの生育条件が確保されるよう、移植先となっている水路の水位変動に留意すること。</p>	<p>移植後の事後調査結果に基づき、対象種の継続的な生育阻害となる植物を除去するなど、適切な植生管理を行います。</p> <p>水位変動について、移植先としている8号緑地は、計画地東側へ農業用水を供給する切廻し水路に隣接しており、8号緑地と水路を一体的に整備することにより灌漑による水位変動等の条件を現況生育地と同じように再現できると想定しております。</p>
7	<p><b>動物及び生態系</b></p> <p>ホンダタヌキの移動経路については代償措置が計画されているが、その一部が道路などによって分断されているので、すみかと餌場がネットワーク化されるように設定すること。特に道路と交差する箇所については、アンダーパス及び誘導フェンス等を設置してロードキルを防止すること。</p>	<p>ホンダタヌキの移動経路については、計画地西側の水路沿い緑地に、低木を中心とした植栽を整備するほか、河川沿いにも連続した緑地を確保します。</p> <p>なお、道路と交差する箇所については、今後、詳細な設計を進めていく中で、ロードキルの抑制に配慮した検討を進めていく方針です。</p> <p>また、供用後の実態に応じ、運転者への注意喚起などの対応を図ります。</p>
8	<p><b>温室効果ガス</b></p> <p>自動車交通の発生に伴う温室効果ガス排出量の予測における走行距離の設定が過小になっているので、適切に行うこと。</p> <p>また吉川市環境保全指針に則り、環境保全措置として、自家用自動車などの交通量の抑制に努めること。</p>	<p>温室効果ガス排出量の予測について、関連車両の走行距離が計画地周辺のみでの走行設定になっていたため、「自動車燃料消費量統計年報」(H27、国土交通省)等より走行距離を設定し直し、予測評価を修正します。</p> <p>また、職住近接のコンパクトな集約型都市構造を目指すなど、関連交通量の抑制に努めます。</p>

本書に使用した下記の頁の地図※は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000 (地図画像) 及び電子地形図 25000 を複製したものである。  
(承認番号 平 29 情複、第 97 号)

※環境影響評価書

2-27、2-34、3-7、3-13、3-16、3-17、3-18、3-24、3-60、3-62、3-67、3-71、3-83、3-85、  
3-87、3-89、4-2、10-172、10-174、10-196、10-202

承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。